

令和5年度 補助金等ヒアリングシート

| 基本情報 | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|------|---------------|--------|------|
| 番号 | 5 | 課・係名 | 市民活動推進課・防犯対策係 | 補助開始年度 | 平成元年 |
| 補助金等の名称 | 印西市防犯灯設置費等補助金 | | | | |
| 交付要綱等の名称 | 印西市防犯灯設置費等補助金交付規則 | | | | |
| | 終了年限の有無 (無) | | | | |
| 要綱に規定する 交付対象 | 防犯灯を設置、または管理をする地域団体 | | | | |
| 根拠となる 市の計画等名 | 印西市第3次実施計画 | | | | |
| 補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記) | 1. 国補助 2. 県補助 3. 単独 4. 市単独上乗せ | | | | |
| | | | | | |

| 団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要 | 団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。) | 設立年月日 | 構成人数 | |
|---|-----------------------------|--|------|--|
| | | 防犯灯を管理する町内会・自治会・区・管理 組合全34団体 | | |
| | | 市から補助を受けていない市内類似団体の有無(有) 有の場合は、類似団体数(1団体) | | |

| 決算の状況 | | ※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。 | | | |
|--------|------|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和3年度決算額 | 令和4年度決算額 | 令和5年度予算額 | |
| 歳入 | 市補助金 | 3,116,236 | 3,786,920 | 5,206,000 | |
| | 内訳 | 国庫補助金 | | | |
| | | 県補助金 | | | |
| | | その他 | | | |
| | | 一般財源 | 3,116,236 | 3,786,920 | 5,206,000 |
| | 会費 | | | | |
| | 事業収入 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 合計 | 3,116,236 | 3,786,920 | 5,206,000 | |
| 歳出 | 人件費 | | | | |
| | 事務費 | | | | |
| | 事業費 | 3,116,236 | 3,786,920 | 5,206,000 | |
| | その他 | | | | |
| | 合計 | 3,116,236 | 3,786,920 | 5,206,000 | |
| 翌年度繰越金 | | 0 | 0 | 0 | |

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

| | 補助率（定額補助の場合はその額） | 補助上限額 |
|------|--|--|
| 成田市 | なし | |
| 佐倉市 | ・設置費 50%(単独不可、防犯カメラと同時設置時のみ) | ・設置費 50,000円 |
| 四街道市 | なし | |
| 八街市 | なし | |
| 富里市 | 【LED防犯灯のみ補助】 ・設置費 50%以内（1団体5灯まで/年） ・電気料 50%以内 ・修理費 50%以内 蛍光灯→LED（100灯未満…1団体 5灯まで/年） （100灯以上…1団体15灯まで/年） LED→LED（100灯未満…1団体 1灯まで/年） （100灯以上…1団体 2灯まで/年） | ・設置費 LED 15千円/1灯 ・電気料 10万以内 5万 20万以内 6万 30万以内 7万 40万以内 8万 50万以内 9万 50万以上 10万 ・修理費 LED 15千円/1灯 |
| 白井市 | なし | |

担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

| | | |
|--------|---|-----------------------|
| 経費的な観点 | 会計処理及び使途が適切である。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。 | <input type="radio"/> |
| | 他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。 | |
| | 形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。 | <input type="radio"/> |
| 形態的な観点 | 同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。 | |
| | 補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。 | |
| | 市の直接経費として計上することが適切ではない。 | |
| 団体運営費 | 【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。 | <input type="radio"/> |
| | 【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。 | |
| | 【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。 | |

| 補助の状況 | |
|------------|---|
| 分類 | 質問事項 |
| 目的 必要性 | ①補助事業の目的について記入してください。 防犯灯を設置し、又は管理をする地域団体に対しその経費の一部を補助することにより、環境整備及び犯罪の防止を図り、市民生活の安全に寄与することを目的とする。 |
| | ②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。 補助対象灯数：611灯、補助対象団体：34団体 電気料金 10W 54灯×190円×12ヵ月 20W 38灯×280円×12ヵ月 40W 277灯×460円×12ヵ月 60W 39灯×650円×12ヵ月 100W 203灯×1010円×12ヵ月 =4,544,400円 修理費 2団体×10灯×20,000円×85% = 340,000円、 新設費 2団体×3灯×29,000円×85% = 147,900円、 全改修費 2団体×3灯×34,000円×85% = 173,400円 地域団体の管理する防犯灯は必要不可欠な防犯施設であり、犯罪抑止のうえで、維持管理は重要である。市の施策事業のため、修繕等の経費について1/2を超える補助も含まれる。 |
| 必要性 | ③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。 【令和4年度】3,786,920円 34件、【令和3年度】3,116,236円 34件、 【令和2年度】2,625,370円 34件、【令和元年度】3,107,180円 34件 |
| 公益性 | ④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。 公益性のある分野（プルダウン） 市民の安全で安心な生活に寄与するもの |
| | 防犯灯を設置又は管理する地域団体に対し、その事業経費の一部を補助することにより、環境整備及び犯罪の防止を図り、市民生活の安全に寄与される。 |
| 公益性 | ⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。） 印西市第3次実施計画の4 防犯対策の推進に「市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、市民、各種団体、関係機関及び行政が協力・連携し、犯罪の抑止に向けた取組を推進します。」とあるとおり、地域において防犯灯を設置管理することにより、地域の自主防犯意識の高揚と、関係機関と連携した自主防犯活動が推進され、より犯罪抑止が高まる。 |
| 将来性 | ⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。 |
| 将来性 | ⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。 |
| 将来性 | ⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。 |
| その他 | ⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。 |
| 今後の方向性 | 1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止 |
| 方向性についての理由 | 防犯灯は地域防犯の環境施設であり、電気使用料及び修繕の維持管理の補助は、市の防犯施策において、補助事業の継続する必要性は高いと考える。 |

印西市防犯灯設置費等補助金交付規則（平成元年9月11日規則第23号）

最終改正:平成24年4月1日規則第30号

改正内容:平成24年4月1日規則第30号 [平成24年4月1日]

○印西市防犯灯設置費等補助金交付規則

平成元年9月11日規則第23号

改正

平成2年9月12日規則第14号
平成8年3月29日規則第21号
平成19年2月16日規則第11号
平成22年1月22日規則第1号
平成24年4月1日規則第30号

印西市防犯灯設置費等補助金交付規則

（目的）

第1条 この規則は、防犯灯を設置し、又は管理をする地域団体に対しその経費の一部を補助することにより、環境整備及び犯罪の防止を図り、もって市民生活の安全に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 犯罪防止の為に道路を照明する公共的夜間照明器具をいう。
- (2) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路又は現に公共の用に供されている道で市長が指定するものをいう。
- (3) 地域団体 市内の町、丁目又は一定の区域ごとに、当該区域内の住民により親睦を基調として自主的に結成される団体であり、かつ、世帯又は個人を単位として構成される団体であつて、市政に連携するとともに、当該区域住民の福祉の向上のため奉仕する団体その他市長が必要があると認める団体をいう。

（補助金の種類）

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯設置費補助金
- (2) 防犯灯設置費特別補助金
- (3) 防犯灯維持管理費補助金

（交付の要件）

第4条 補助金は、次の各号に規定するものについて、当該各号に掲げる要件を備えたものに対し、予算の範囲内において交付する。

(1) 防犯灯設置費補助金

- ア 使用柱は、東京電力株式会社又は東日本電信電話株式会社の本柱(以下「本柱」という。)であること。ただし、本柱を利用できない場合は、鉄柱又はコンクリート柱を新設し、設置することができる。
- イ 照明器具は、LEDランプ又は無電極ランプに自動点滅器を取り付けた定額灯(東京電力株式会社との契約種別が公衆街路灯Aで100ワット以下のもの(電線類地中化箇所等に設置された防犯灯にあつては、公衆街路灯Bのもの)に限る。)であること。
- ウ 設置の間隔は、原則として30メートル以上であること。

(2) 防犯灯設置費特別補助金

- ア 市長が防犯上特に必要があると認める区域に設置された防犯灯で、かつ、前号に掲げる要件を備えたものであること。

(3) 防犯灯維持管理費補助金

- ア 地域団体が維持管理している防犯灯で、4月1日現在において市の防犯灯台帳に登載されていること。
- イ 広告料を徴収していないこと。
- ウ 防犯灯を全改修する場合は設置とみなし、前各号の規定を準用する。

（補助金の額）

第5条 防犯灯設置費補助金の額は、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 防犯灯を本柱に設置する場合にあっては、設置に要した費用に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、当該金額が1基につき、4万5千円を超えるときは4万5千円とする。
 - (2) 防犯灯を鉄柱、又はコンクリート柱に設置する場合にあっては、設置に要した費用に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、当該金額が1基につき、7万5千円を超えるときは7万5千円とする。
- 2 防犯灯設置費特別補助金の額は、設置工事に要した費用の額を上限とする。
 - 3 防犯灯維持管理費補助金の額は、次に掲げる額の合算額を上限とする。ただし、市長が防犯上特に必要があると認める区域に設置された防犯灯にあっては、維持管理に要した費用の全額とする。
 - (1) 維持管理に要した費用のうち次号の電気料に要した経費を除く、電球の交換等に要した費用の額に100分の85を乗じて得た額
 - (2) 維持管理に要した費用のうち電気料に要した額(電線類地中化箇所等に設置された防犯灯にあっては、市長が別に定める方法により算定した額)
- (交付の申請)
- 第6条 地域団体が補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置費補助金交付申請書(別記第1号様式)又は防犯灯維持管理費補助金交付申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による防犯灯設置費補助金の交付申請は毎年9月末日までに、防犯灯維持管理費補助金の交付申請は上半期のものについては、毎年9月末日までに下半期のものについては、翌年2月末日までにするものとする。
- (交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定し、防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。
- (実績報告)
- 第8条 補助金の交付決定を受けた地域団体で事業が完了したときは、防犯灯設置費補助金実績報告書(別記第4号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、防犯灯維持管理費補助金に係るものについては、第6条第1項に規定する防犯灯維持管理費補助金交付申請書の提出により実績報告があったものとみなす。
- (確定通知)
- 第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、防犯灯設置費補助金確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。ただし、防犯灯維持管理費補助金に係るものについては、第7条の交付決定により確定通知を行ったものとみなす。
- (交付の請求)
- 第10条 前条に規定する確定通知を受けた地域団体は、防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付請求書(別記第6号様式)により市長に請求しなければならない。
- (補助金の交付)
- 第11条 補助金の交付は、地域団体の代表者の指定する金融機関口座に振り替えることにより行うものとする。
- (目的達成の義務)
- 第12条 補助金の交付を受けた地域団体は、常に防犯灯の効果的な照明に留意し、その機能保持に務めなければならない。
- (返還)
- 第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた地域団体があるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 附 則(平成2年9月12日規則第14号)
- この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 附 則(平成8年3月29日規則第21号)
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年2月16日規則第11号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成22年1月22日規則第1号)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年4月1日規則第30号)
- この規則は、公布の日から施行する。

防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

地域団体の名称 _____

住 所 印西市 _____

代表者

氏 名 _____ ㊟

電 話 () _____

防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____ 円

内訳

| 種 類 | | 灯数 | 見 積 額 | 補 助 率 | 申 請 額 |
|-------------|---------|----|-------|--------|-------|
| 新 規 | 本 柱 設 置 | | | 85/100 | |
| | 鉄 柱 設 置 | | | 85/100 | |
| 合 計 | | | | | |
| 全 改 修 | 本 柱 設 置 | | | 85/100 | |
| | 鉄 柱 設 置 | | | 85/100 | |
| 合 計 | | | | | |

2 添付書類

- (1) 位置図(本柱設置には電柱番号を記入のこと。)
- (2) 工事見積書

防犯灯維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

地域団体の名称 _____

住 所 印西市 _____

代表者

氏 名 _____ 印

電 話 () _____

防犯灯維持管理費補助金の交付を受けたいので、印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____ 円

内訳

| 種 類 | 補助灯数 | 定 額 金 | 交付月数 | 補助対象額 | 補 助 率 | 申 請 額 | 備 考 |
|-------|------|-------|------|-------|---------|-------|-----|
| 電 気 料 | | (1灯) | | | 100/100 | | |
| そ の 他 | | | | | 85/100 | | |
| 合 計 | | | | | | | |

2 添付書類

(1) 支払を証する書類 (電気料の領収証は1か月分で可)

防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付
決定(却下)通知書

印西市指令 第 号

地域団体の名称 _____

住 所 印西市

代表者

氏 名 _____

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置費補助金
防犯灯維持管理費補助金の交付について

は、下記のとおり決定(却下)したので印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第7条の
規定により、通知します。

年 月 日

印西市長 印

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 却下理由

防犯灯設置費補助金実績報告書

年 月 日

印西市長 様

地域団体の名称 _____

住 所 印西市

代表者

氏 名 _____ 印

電 話 () _____

年 月 日付け印西市指令 第 号で交付決定のあった防犯灯の設置について、事業が完了したので、印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置費 _____ 円

2 添付書類

(1) 工事領収書

(2) その他参考書類

防犯灯設置費補助金確定通知書

印西市指令 第 号

地域団体の名称 _____

住 所 印西市

代表者

氏 名 _____

年 月 日付け印西市指令 第 号で交付決定した防犯灯設置費補

助金については、下記のとおり確定したので印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第9
条の規定により、通知します。

年 月 日

印西市長 印

記

確定額 _____ 円

防犯灯設置費及び維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

印西市長 様

地域団体の名称 _____

住 所 印西市 _____

代表者 _____

氏 名 _____ 印

電 話 () _____

年 月 日付け印西市指令 第 号で交付決定のあった、防犯灯設置費補助金、防犯灯維持管理費補助金

置費補助金、維持管理費補助金について印西市防犯灯設置費等補助金交付規則第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込み先

(1) 金融機関名 _____ 銀行 (農協) _____ 支店 (支所)

(2) 口座番号及び名義 口座番号 _____ 名義人 _____
